

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

- 1 豪雨による土砂流出等の対策として、治山工事箇所を追加する。

【変更項目及び頁】

- 5 治山に関する事項**..... 1

5 治山に関する事項

(単位:箇所)

位 置 (林 班)	区 分	工 種	計 画 量
下北署 21,25,775,787,789,870,871,911,1001,1003,1039, 1040,1045,1048,1050,1054,1058,1068,1075,1078, 1082,1123,1129,1138,1144,1152,1153,1159,1182, 1183,2072,2073,2078,2250,2290,2291,2294,2318, 2319,2328	保 全 施 設	溪間工	33
下北署 2068		山腹工	1
合 計	保 全 施 設		34 箇所

注:保全施設は箇所数、保安林の整備はhaである。

上記以外にも災害復旧等緊急を要する箇所については、必要な措置を講ずるものとする。